

令和8年2月20日

各加盟団体長・事務局長 様

公益財団法人埼玉県剣道連盟

会 長 栗 原 憲 一

「公益財団法人埼玉県剣道連盟 称号・段位・級位審査規程」

第16条（審査料等）別表2の改正について （お知らせ）

日頃、本連盟に対し、ご指導・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、令和7年度第3回臨時理事会（令和7年12月13日実施）において、「別表2 審査料・登録料等一覧表」の改正を審議した結果、添付しました一覧表の通り決定となりましたので、事前にお知らせいたします。

改正の内容は登録料、講習会費受講費の値上げ、大会（予選会を含む）参加費徴収が含まれています。なお、審査料については現行の通りでございます。

これは、剣道人口減少、物価の高騰等により本連盟の財政が逼迫しており、財政検討委員会、業務執行理事会で検討を重ね、今後の健全なる財政運営に対応をするものです。

また、四段以上登録料については全日本剣道連盟でも本連盟の改正主旨と同様に令和8年4月1日より改正し、値上げ(10%～33.3%)を実施することになっています。

何卒、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。